

第3期あわらし地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

あわらし市

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画策定の趣旨等	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	5
第2章 地域福祉の現状	6
第1節 あわら市の概要	6
1 人口と世帯の状況	6
2 高齢者の現状	7
3 障がい者の現状	8
4 生活保護の現状	9
5 子どもの現状	10
6 保健医療の現状	11
第2節 地域福祉活動団体の現状	12
1 社会福祉法人 あわら市社会福祉協議会	12
2 民生委員・児童委員	13
3 社会福祉法人	14
4 身体障害者福祉協会・心身障害児(者)育成会・視覚障害者福祉協会	14
5 あわら市婦人福祉協議会	14
6 あわら市老人クラブ連合会	14
7 福祉ボランティア・特定非営利活動法人(NPO法人)	14
第3章 計画の基本理念と施策体系	15
第1節 基本理念	15
第2節 基本目標	16
第3節 施策体系	17

第2編 地域福祉の推進	18
第1章 地域福祉の環境づくり	18
第1節 地域福祉支援体制	18
第2節 地域福祉施策の展開	19
基本目標Ⅰ 地域で支える仕組みづくり	19
1 つながりのある地域づくり	19
2 地域のつながりによる地域活性化	19
3 多様な地域福祉の担い手づくり	20
基本目標Ⅱ 分かりやすい情報提供と包括的な相談支援体制づくり	20
1 情報提供の充実	20
2 相談支援体制の充実	20
3 地域課題発見体制の整備	21
基本目標Ⅲ 自分らしく、健やかに暮らしていくための仕組みづくり	22
1 こころやからだの健康増進	22
2 地域生活を支える保健・医療・福祉サービスの充実	22
3 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進	22
基本目標Ⅳ 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり	23
1 安全・安心なまちづくりの推進	23
2 災害時や感染症発生時の支援体制の整備	23
3 防犯・交通事故の防止	24
第2章 計画の推進	25
1 計画の着実な推進	25
2 協働の視点に立った計画の推進	25

【資料編】

・ あわら市地域福祉計画策定委員会規則	26
・ あわら市地域福祉計画策定委員会委員名列	28
・ 用語の説明	29

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

近年、わが国においては人口減少や少子高齢化の進行に伴い、要介護者など支援を必要とする人や社会的に孤立するおそれのある人が増える一方、これまで地域で活動してきた担い手が減少し、住民のつながりが希薄化するなど、地域における支え合いの機能が低下してきています。

また、高齢の親と無職独身の子が同居する「8050問題」や介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」などの複合的な課題や、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の課題が発生するなど、地域福祉に対するニーズが複雑・多様化しています。

このような中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係ではなく、地域住民等が地域の課題を「我が事」として共に支え合い、人や資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。



(資料：厚生労働省)

なお、国においては、「地域共生社会」の実現に向けた施策を推進するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）を一部改正し平成30年4月に施行されました。

（主な改正内容）

- ・「地域住民」を地域福祉の推進に努める主体として位置づけ
- ・国、地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関の連携によりその解決を図る施策、その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることを努力義務化
- ・地域福祉計画には、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の分野における共通的な事項」を盛り込むことを追加

このような状況を踏まえ、地域福祉推進の主体である住民や社会福祉協議会・関係団体が協働し、支援を必要とする人の生活上の課題解決が図られるよう、「あわら市地域福祉計画」を改定し、計画的に地域福祉の施策の推進を図ります。

第2節 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

また、社会福祉法の改正を踏まえ、『第2次あわら市総合振興計画』との整合性をとりながら、障害者基本法第11条の規定に基づく『あわら市障害者福祉計画』、老人福祉法第20条の8に規定に基づく『あわら市高齢者福祉計画』、障害者総合支援法第88条並びに児童福祉法第33条の20の規定に基づく『あわら市障害福祉計画』、『あわら市障害児福祉計画』、子ども・子育て支援法第61条第1項及び次世代育成対策推進法第8条の規定に基づく『子ども・子育て支援事業計画』、健康増進法第8条及び自殺対策基本法第13条の規定に基づく『あわら市保健計画』などの個別計画と連携・整合を図り、各計画に共通する地域福祉に関する事項や、個別計画で対応できない事項について、地域福祉の視点から横断的・総合的に定めるものです。

なお、地域福祉計画は、これらの個別計画の上位計画と位置づけ、基本理念や基本目標、施策の方向性を示すものであり、既に策定されている個別計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が重なる部分については、その既定の計画の一部を地域福祉計画の一部とみなすこととし関連する計画との調和を図ります。

(1) 計画の体系図



(2) 計画に新規に盛り込む事項の視点

●社会福祉法第106条の3（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

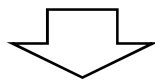
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的にかつ計画的に行う体制の整備に関する事業

●社会福祉法第107条（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（新設）
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民への参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項（新設）



改正社会福祉法の第107条第1項第1号、第5号に規定する、「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉に関し共通して取り組むべき事項」および、「包括的な支援体制の整備に関する事項」は、国が示した「地域福祉計画の策定ガイドライン」の事項を参酌し、地域課題を踏まえた事項についての方向性を示します。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（新設）

- ・ 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、社会教育等）との連携に関する事項など
- ・ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制など
- ・ 就労に困難を抱かえる者への横断的な支援の在り方など
- ・ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方など
- ・ 高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者、養育者が抱えている課題に着目した支援の在り方など
- ・ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理など

② 包括的な支援体制の整備に関する事項（新設）

- ・ 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備など
- ・ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
- ・ 市における包括的な相談支援体制の構築

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。また、本計画が内包する各個別計画の計画期間については、計画の体系図で示すとおりです。

※『障害』という表記について

障害や障害者を表記するときは「障がい」「障碍」「障害」などで表記する場合があります。

本市では、その人を直接表す表現をする場合はひらがなで表記し、(例：「障がい者」) これ以外は漢字での表記を行うこととします。(例：障害者基本計画、身体障害者手帳)

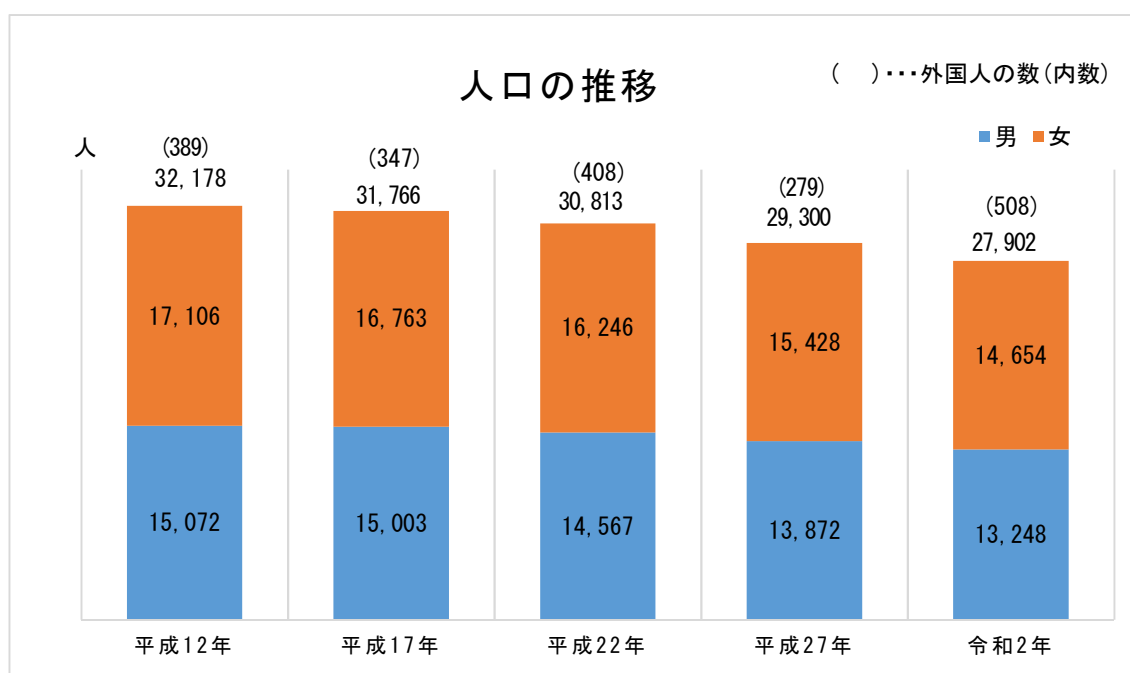
第2章 地域福祉の現状

第1節 あわら市の概要

1 人口と世帯の状況

(1) 人口の状況（各年度4月1日現在）

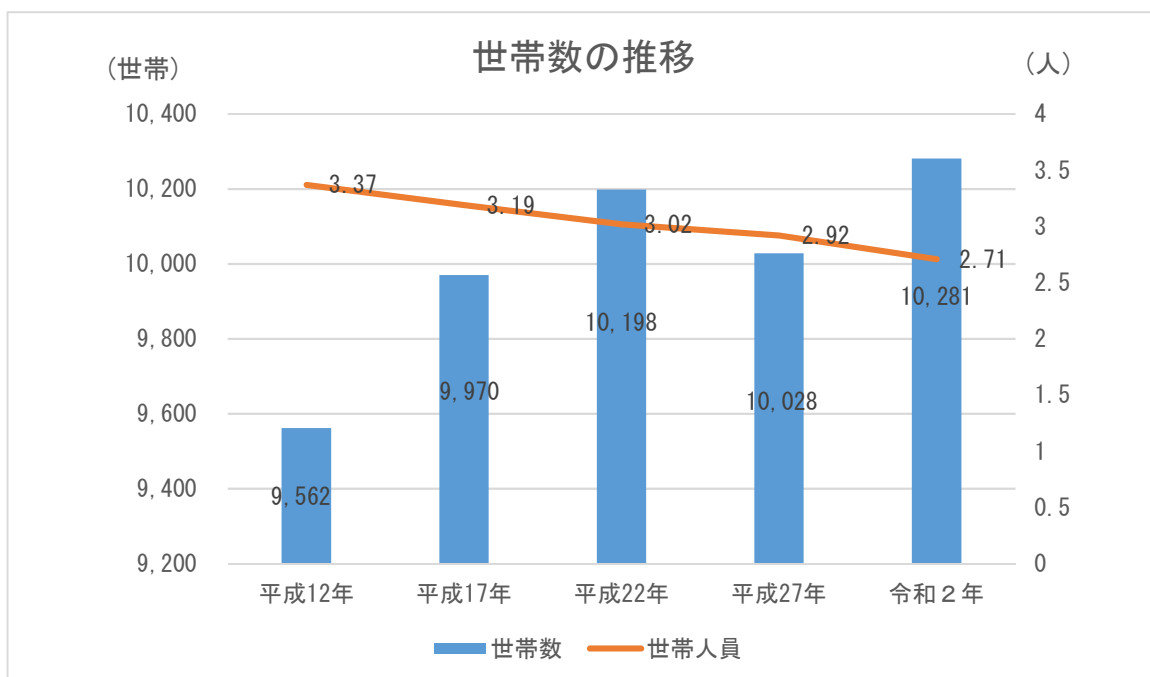
住民基本台帳によると、2020（令和2）年4月1日現在の総人口は27,902人で、平成27年の29,300人に比べ1,398人、4.8%減少しています。経年的にみると、平成12年以降人口減少が続いています。また、総人口に占める外国人の割合は微増傾向にあります。



(資料：平成12年は、国勢調査実績数値。また、外国人の数は12月31日現在の福井県統計年鑑より。平成17年～令和2年は住民基本台帳及び外国人登録による。)

(2) 世帯の状況（各年度4月1日現在）

住民基本台帳によると、2020（令和2）年4月1日現在の世帯数は10,281世帯で、平成27年の10,028世帯と比べ253世帯の増加となっています。一方、世帯あたりの人員は、2.71人と年々減少しており、核家族化、世帯の少人数化が進行しています。

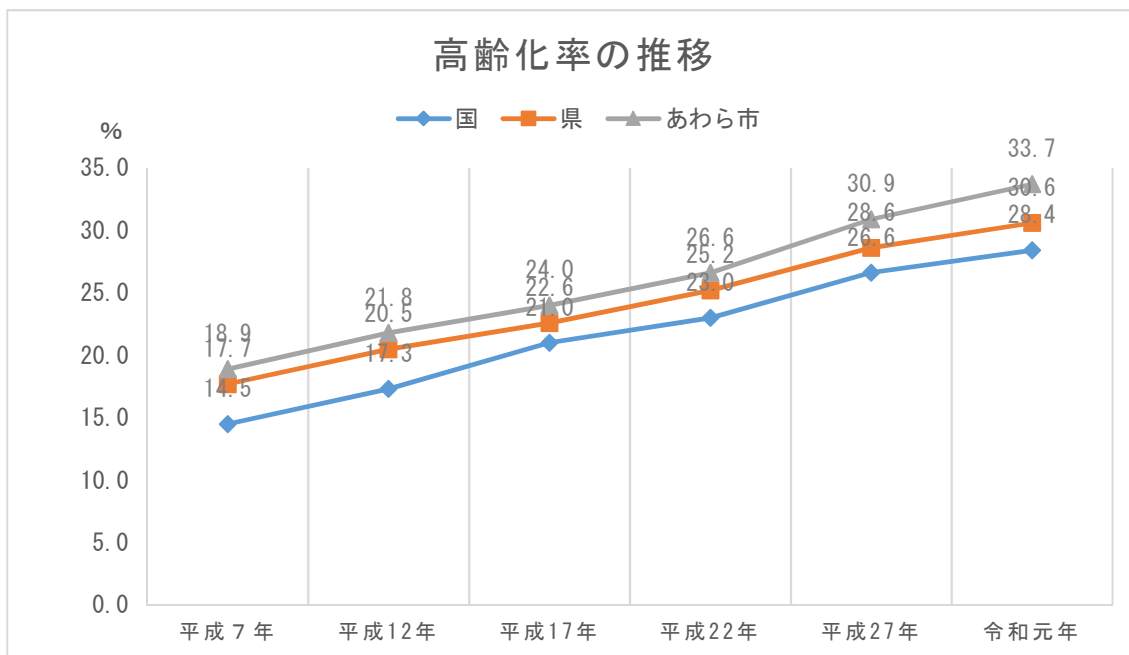


(資料：平成12年は国勢調査実績数値。平成17年～令和2年は住民基本台帳及び外国人登録による。)

2 高齢者の現状

(1) 高齢化率の推移

市の高齢化率は、全国平均とほぼ比例して増加しており、令和元年では33.7%と、国や県と比較して早く進行しています。



(資料：国勢調査(平成7年～平成27年)、国、県：日本統計年鑑、あわら市：福井県統計年鑑(令和元年))

(2) 高齢者世帯の推移

世帯数の推移を見ると、総世帯数は、平成22年から令和2年にかけて422世帯、4.3%増加しているのに対し、高齢者のいる世帯数は、765世帯、13.7%と約3倍増加しています。

高齢者世帯の推移

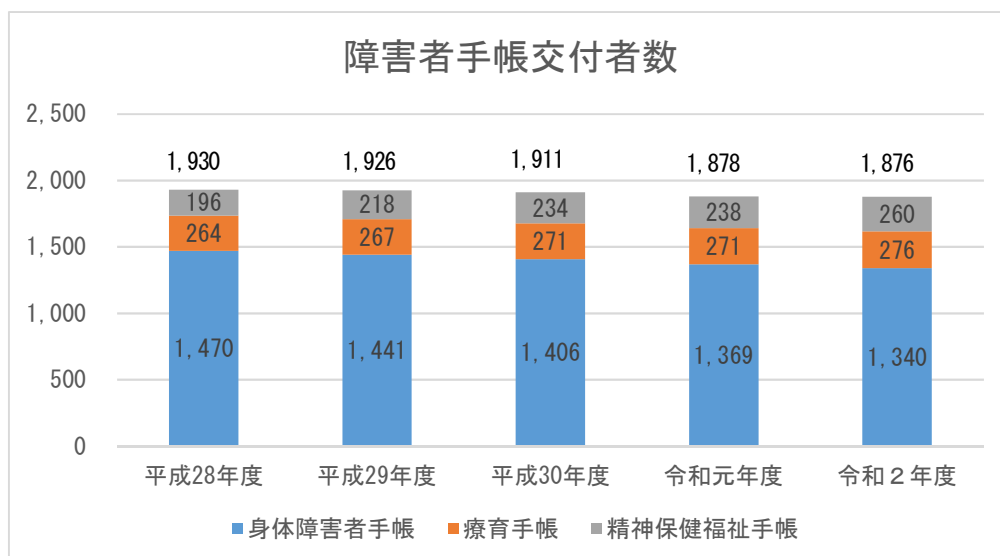
	一般世帯数	高齢者のいる世帯数	高齢者単身世帯数	高齢者夫婦世帯数
平成17年	9,942	4,215	1,083	728
平成22年	9,859	5,568	1,257	876
平成27年	10,188	6,685	1,559	941
令和2年	10,281	6,333	1,708	1,033

(資料：福井県高齢者福祉基礎調査)

3 障がい者の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移（各年度4月1日現在）（身体・知的・精神）

身体障害者手帳所持者の状況を見ると、令和2年度では、肢体不自由の障がい者が748人と最も多く、次いで、内部（心臓、じん臓など）、聴覚・平衡の順となっています。療育手帳所持者については、A1（重度）が最も多く、次いで、B2（軽度）、B1（中度）の順となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和2年度現在、260人となっており年々増加の傾向にあります。



(資料：福祉課)

《身体障害者手帳：障種別ごとの内訳》

視覚	97人
聴覚・平衡	102人
音声・言語	15人
肢体不自由	748人
内部	378人
合計	1,340人

《療育手帳：障害程度別ごとの内訳》

A1(最重度・重度)	94人
A2(重度(合併障害))	10人
B1(中度)	82人
B2(軽度)	90人
合計	276人

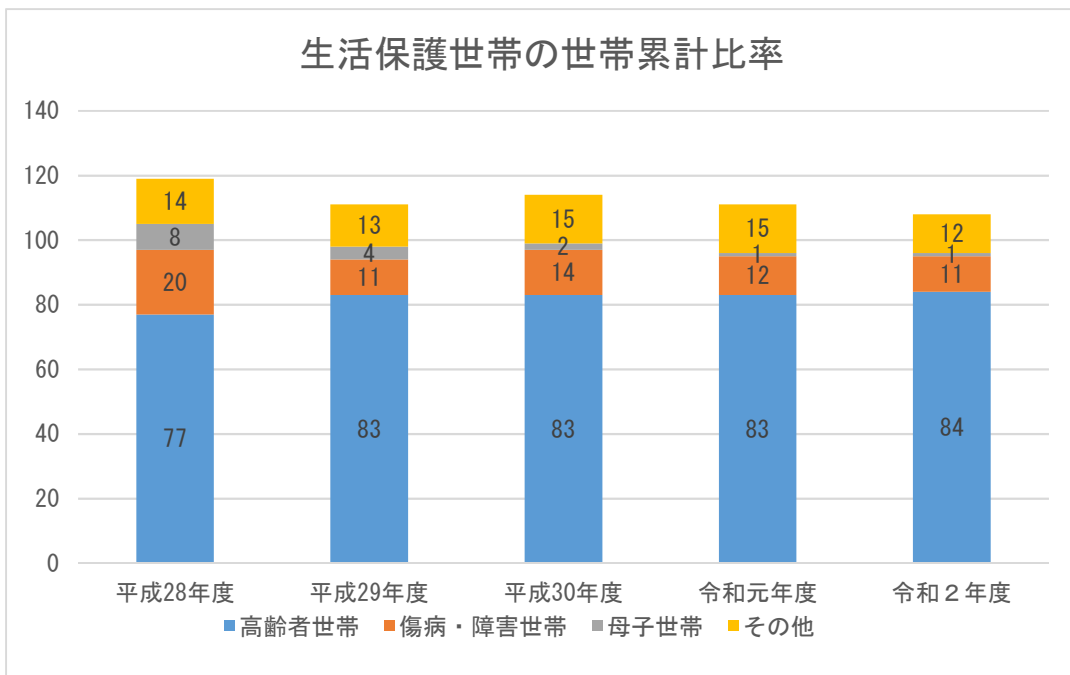
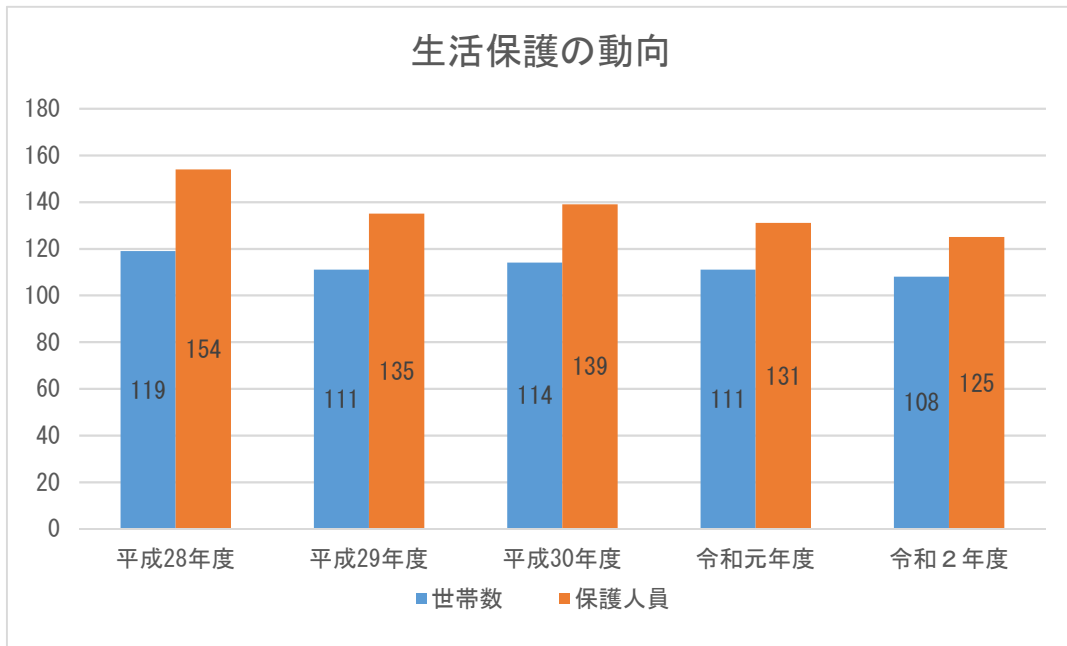
《精神障害者保健福祉手帳：障害程度別ごとの内訳》

1級	10人
2級	177人
3級	73人
合計	260人

4 生活保護の現状

本市の生活保護の状況を見ると、令和2年度で生活保護世帯数が108世帯、被保護者数が125人であり、ここ5年間でもほぼ横ばいで状態推移している。さらに、世帯分類をみると、最も多いのが高齢者世帯で7割を占め、そのほとんどが単身高齢世帯となっています。

(1) 生活保護の動向（各年度4月1日現在）



(資料：福祉課)

5 子どもの現状

(1) 出生数・出生率の推移

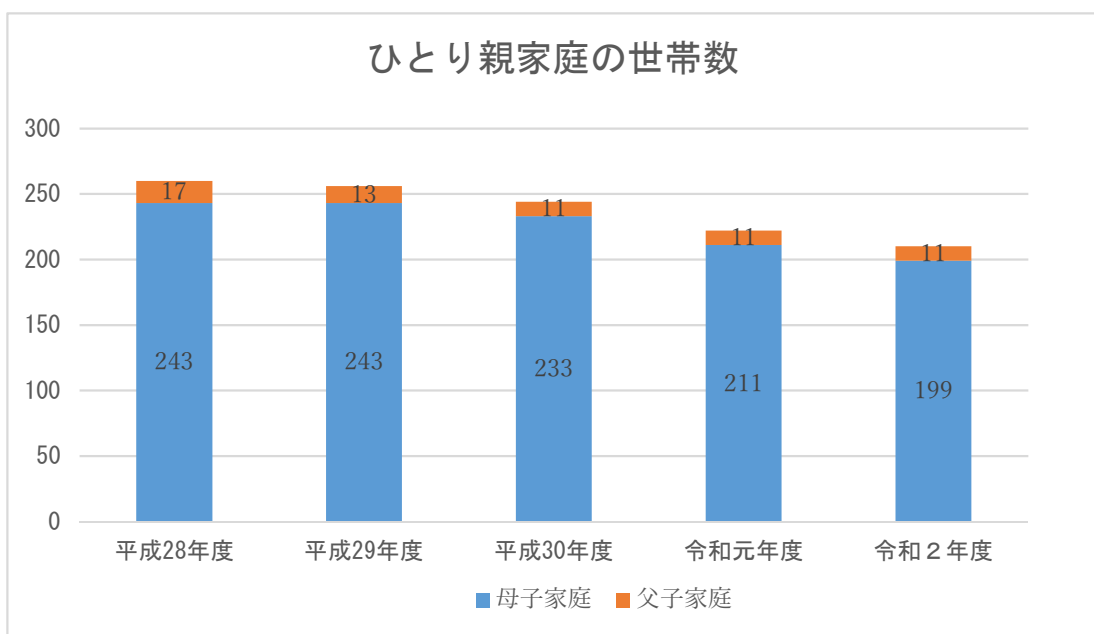
出生数・出生率の推移をみると、出生数は、ここ4年は200人を下回っており、これに伴い、出生率は減少傾向にあります。

項目	単位	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
人 口	人	28,088	27,794	27,468	27,142
出 生	人	189	171	161	156
	率 (人口千対)	6.73	6.15	5.86	5.63

(資料：県坂井健康福祉センター、子育て支援課)

(2) ひとり親世帯の推移 (各年度 4 月 1 日現在)

令和 2 年 4 月 1 日現在、母子家庭世帯は 199 世帯、父子家庭世帯は 11 世帯となっており、ひとり親世帯数は減少傾向にあります。



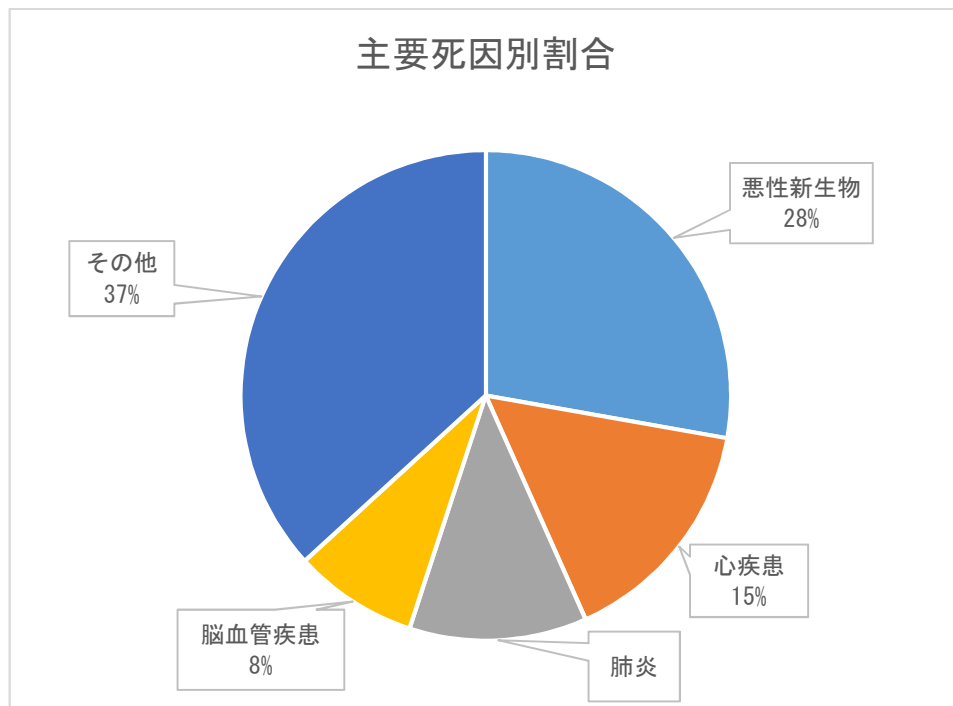
(資料：子育て支援課)

6 保健医療の現状

あわら市における死亡の主な原因は、悪性新生物や心疾患などとなっており、生活習慣病との関係が窺えます。

(1) 死亡原因別死亡状況

死亡数 367 人 (平成 30 年)



(資料：福井県平成30年衛生統計年報人口動態統計)

(2) 医療関係施設数

年度	一般病院		一般診療所		歯科診療所	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	ベッド数
平成27年度	3	345	17	0	9	0
平成28年度	3	345	17	0	9	0
平成29年度	3	345	17	0	9	0
平成30年度	3	345	17	0	9	0
令和元年度	3	345	18	0	8	0

(資料：県坂井健康福祉センター)

第2節 地域福祉活動団体の現状

1 社会福祉法人 あわら市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉の担い手として明確に位置づけられており、地域福祉の推進に課す役割は、今後ますます大きなものとなります。その事業内容は、訪問介護や給食サービスなど、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するもの

ほか、健康相談やレクリエーションなど身近な区民館等で開催するサロン事業など生きがいと健康づくり事業に取り組んでいます。

また、独自に福祉推進員を委嘱し、民生委員・児童委員と連携して、要援護者の見守り、地域福祉のニーズや依頼についての調査のほか、市の災害時要援護者支援体制づくりの一翼を担うべく関係団体と情報交換を行っています。

このほか、社会福祉活動への市民参加を推進するため、各種のボランティア講座を開催するとともに、修了者らによるボランティアグループの立ち上げや活動についての相談・援助を行うほか、機関紙やホームページ等を通して、様々な福祉情報を提供するなど、地域福祉の推進に寄与しています。

2 民生委員・児童委員

あわら市では、民生委員・児童委員が58人（令和2年4月1日現在）、主任児童委員が4人選任されています。また、東部地区（金津地区）、西部地区（芦原地区）の各々に、民生委員児童委員協議会が設置されており、東部地区には民生委員児童委員が31人、主任児童委員が2人、西部地区には民生委員児童委員が27人、主任児童委員が2人選任されています。

活動としては、要援護者の生活実態の把握や自立への相談・援助、社会福祉協議会等の関係事業者との連携・活動支援、行政機関の業務への協力などが日々行われています。

(1) 活動内容状況

（単位：日、回）

区 分	平成30年度	令和元年度	増減
活動回数	5,783	5,523	△260
調査・実態把握	471	427	△44
行事・事業・会議への参加	1,569	1,463	△106
地域福祉活動・自主活動	2,073	1,809	△264
民児協運営・研修	1,572	1,735	163
証明事務	74	85	11
要保護児童の発見・通告	24	4	△20
訪問回数	6,482	5,971	△511
連絡調整回数	2,200	2,539	339
活動日数	7,350	6,875	△475

（資料：福祉課）

3 社会福祉法人（社会福祉法第22条）

市が所轄する社会福祉法人は13法人あり（令和3年1月1日現在）、社会福祉事業の主たる担い手として、福祉サービスの質の向上に努めていただいています。

4 身体障害者福祉協会・心身障害児（者）育成会・視覚障害者福祉協会

あわら市内の障害者団体は、会員相互の融和を図り、様々な福祉団体と協力し、すべての障がい者が社会参加しやすい・暮らしやすいまちを目指して活動しています。

5 あわら市婦人福祉協議会

女性の幸せのために民間活動を進めている婦人団体で、結婚相談のほか市の行事や地域の福祉活動に積極的に参加しています。

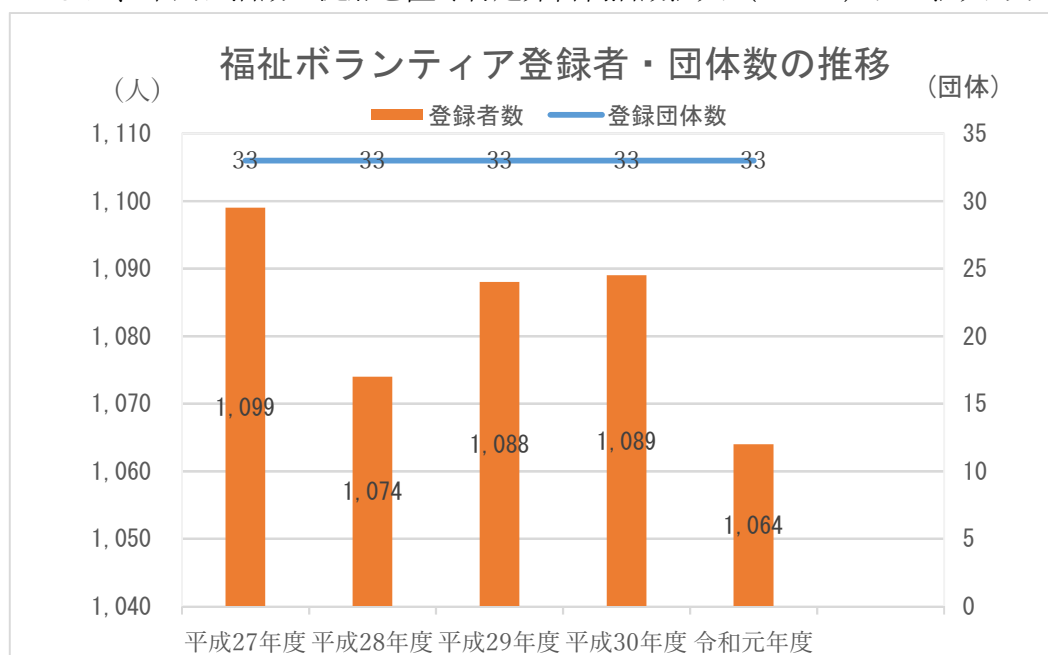
6 あわら市老人クラブ連合会

あわら市老人クラブ連合会は、地域で暮らす高齢者が社会参加しやすい・暮らしやすいまちづくりを目指し、高齢者の「健康づくり」、「生きがいづくり」や「社会参加」を推進するために様々な活動を行っています。主な行事としては、研修会やレクリエーションのほか、体育活動や各種大会への参加活動を実施しています。

7 福祉ボランティア・特定非営利活動法人（NPO法人）

令和2年3月現在の、市ボランティアセンター（社会福祉協議会内）に登録しているボランティア団体は33団体、登録者は1,064人となっています。

また、市内に活動の拠点を置く特定非営利活動法人（NPO）は6法人あります。



（資料：社会福祉協議会）

第3章 計画の基本理念と施策体系

第1節 基本理念

本計画における基本理念を次のとおり定めます。

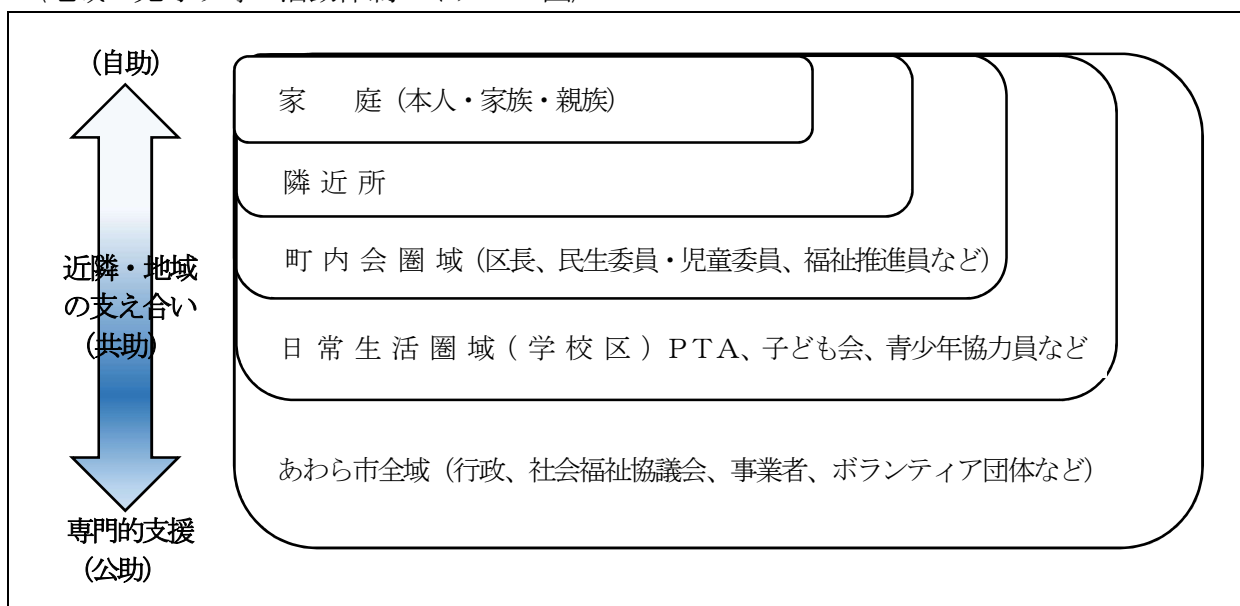
【基本理念】
ともに支えあう つながりのあるまちづくり

地域福祉の現状は、高齢化に伴う認知症高齢者の増加や単身高齢世帯の増加による社会的孤立、家族全員が複数の分野にまたがる問題に直面しているなど、単一の制度のみでは対応できない世帯が増加しています。また、基盤となる地域社会そのものは、地域で課題を解決しお互いに支え合いで共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつあり、かつては家族や親戚、隣近所や知人に支えられたような困り事でも、一人で抱え込み誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況となる世帯も増加しております。

誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して生活するためには、地域・家庭・職場など地域で助けあいや支えあいの活動の他、福祉の領域だけでなく、商業・防犯・防災などを含め、社会全体で相互に支える、支えられるという地域共生社会の実現が必要です。

本計画では、『第2次あわら市総合振興計画』のまちづくりの基本計画（施策の柱）である「action2 健康 ～健やかに身体を鍛え、生涯を通して元気に暮らせるまち」を実現するため、基本理念を「ともに支えあう つながりのあるまちづくり」と定め、地域で共助意識の醸成を図り、自らが主体として参画し関わりを持つことで、共生社会の実現を目指します。

〈地域の見守り等の活動体制のイメージ図〉



第2節 基本目標

基本理念を実現するため、基本目標に次の4つを設定します。

《基本目標Ⅰ》 地域で支える仕組みづくり

地域福祉では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが大切です。このため、身近な場所で福祉を学び、実践しながら経験を重ねることができる機会や場所を提供し、地域を支える担い手を発掘します。

また、生活環境は日々変化し、福祉課題やニーズは多様化、複合化しています。複雑な課題を抱えた人を受け止め、寄り添い、専門的な支援ができる人材の育成・定着を支援します。

《基本目標Ⅱ》 わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制づくり

福祉制度の改正や地域課題が多様化するなか、必要とするときに必要な情報が入手でき相談が受けられるよう、また、必要な支援を受けずに孤立している人も制度につながるよう、子どもから高齢者までその人に合った支援や情報提供を行うことで、切れ目のない相談支援体制を構築していきます。

《基本目標Ⅲ》 自分らしく、健やかに暮らしていくための仕組みづくり

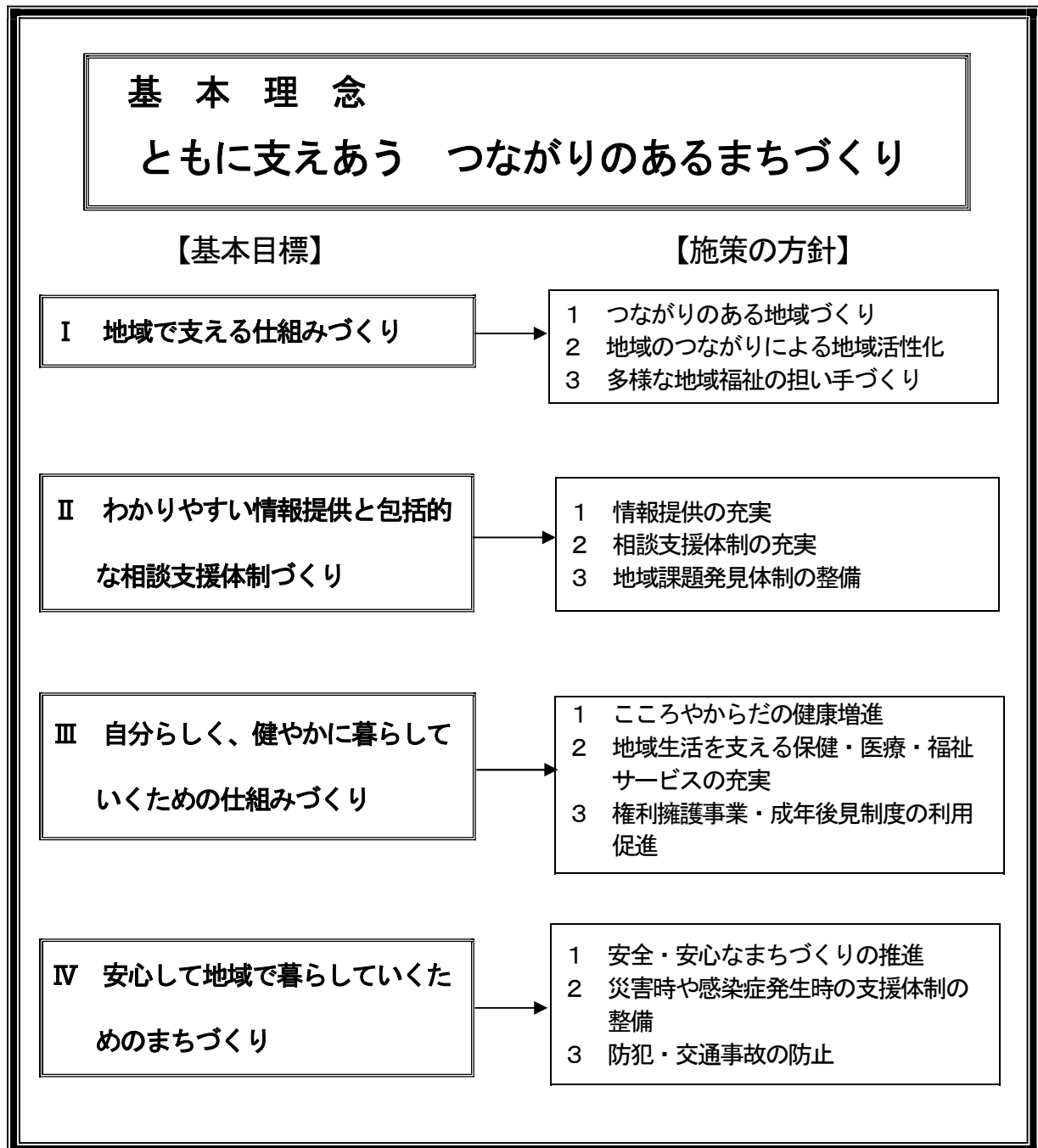
住み慣れた地域で、いつまでも健やかに暮らしていくために、人と関わりあいながら「身体の健康、心の健康、社会的健康」を増進していくための活動を進めます。また、地域生活を支える福祉サービスや、権利擁護体制の充実、成年後見制度の利用促進に努めます。

《基本目標Ⅳ》 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

「人にやさしいまち」、また「安全・安心なまち」になるよう、バリアフリー（建物、心、制度、情報）のまちづくりや災害等に対する備えを進めます。

第3節 施策体系

4つの基本目標を達成するための施策の体系を次のとおり定めます。

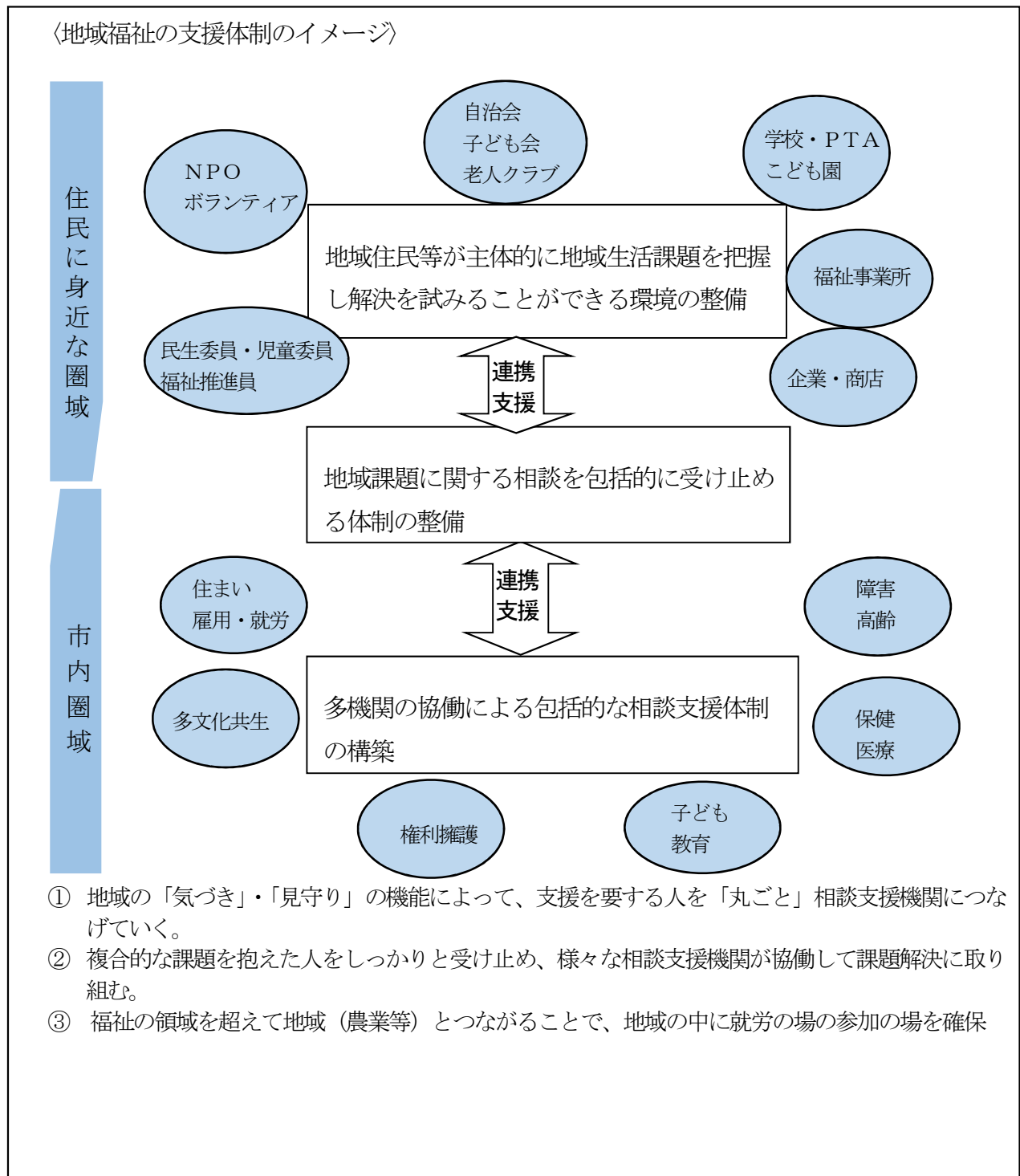


第2編 地域福祉の推進

第1章 地域福祉の環境づくり

第1節 地域福祉支援体制

地域の高齢者・障がい者・子どもを含むすべての住民が、安心して生活ができる地域共生社会を実現するためには、全ての世代で地域の人々が支え・支えられるまちづくりを構築することが必要です。「地域の力」と「公的な支援体制」が協働した支援体制の構築と、「地域づくり」と「相談支援体制の整備」の一体的な取り組みが必要です。



第2節 地域福祉施策の展開

施策の展開については、当計画の上位の計画である「あわら市総合振興計画」との整合性を図り、各施策は基本目標を実現すべく総合的かつ計画的に推進します。

基本目標 I 地域で支える仕組みづくり

地域住民等のつながりの希薄化により、支え合いの基盤が弱まってきています。地域住民が身近な圏域において主体的に地域生活の課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備が必要です。また、自分でできることを少しずつ役割分担しながら、地域での見守り活動の強化、地域の担い手の発掘と人材育成を図るとともに、自助・共助・公助の役割分担と相互の連携により地域のつながりを再構築する必要があります。

1 つながりのある地域づくり

地域で暮らしていくために、いろいろな人がつながり、互いの存在を認めあう関係づくりを進め、また、自らが主体として参画し地域に関わりを持つことで、生きがいを持てる心豊かな共生社会を推進します。

【今後の施策】

- ・ 地域住民等の交流の場（サロン、つどいなど）など、相互に交流が図ることができる拠点の整備を進めます。
- ・ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う人、地域団体に対する支援を行います。
- ・ 地域住民等に対する研修を実施し、地域で共助意識の醸成を図ります。
- ・ 地域のニーズと地域資源との調整役となる生活支援コーディネーターや、関係機関との連携により、地域包括ケアシステムの充実に努めます。

2 地域のつながりによる地域活性化

地域のニーズと気がかりな世帯を把握し、地区内や企業等との連携による見守り活動の推進を図るとともに、地域全体で支え合う地域の力を支援します。

【今後の施策】

- ・ 高齢者、障がい者、子ども、ひきこもり、生活困窮者、外国籍の人など、地域の複雑で複合的な課題を把握し解決するため、地域の見守り体制を強化し、福祉関係機関や協力事業者との連携強化の取り組みを推進します。

3 多様な地域福祉の担い手づくり

地域福祉活動を継続していくために、担い手やリーダーの発掘、育成が重要です。

【今後の施策】

- ・社会経験を有した地域人材や福祉人材、ボランティア人材の育成と活動の支援を推進します。

基本目標 II わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制づくり

高齢者夫婦のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加、核家族化による世帯数の減少に伴う家族内の支え合い機能の低下、社会・産業構造や住民意識の変化による地域でのつながりの希薄化などの要因が絡み、社会的リスクを抱える高齢者等が増えることにより虐待や孤立死、老老介護などが社会問題化してきています。これらの問題は医療・介護だけでなく、生活支援などの複合的な要素を含み、家族や地域だけでは解決することは難しく、専門の支援機関につながる仕組みや地域住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備が重要です。

1 情報提供の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには、福祉や保健をはじめ生活に関する種々の情報が必要なひとにしっかりと届くことが重要です。

【今後の施策】

- ・広報誌やホームページをはじめとしたインターネットの活用など多様な手段による情報提供に努めます。
- ・障がい者や高齢者など情報へのアクセスが困難な場合もあるため、情報弱者を生み出さないよう、提供方法や手段について工夫し、広報活動を充実します。

2 相談支援体制の充実

不安や心配事に対し、身近な相談窓口や総合相談窓口の充実が必要です。また、専門的な事項に対する相談窓口を整備するとともに各相談窓口が連携を図ることも必要です。乳幼児期から学齢期、成長期までの育ちをつなぐ「縦」の連携と、保健、福祉、医療、教育及び就労の関係機関をつなぐ「横」の連携による、切れ目ない支援体制づくりを目指します。

【今後の施策】

- ・ 分野ごとの総合相談窓口として、高齢者には地域包括支援センターが、障がい者には相談支援事業所が、子どもには子育て世代包括支援センターが整備されており、その周知を図ります。また、身近な相談窓口である民生委員・児童委員や主任児童委員、福祉推進員の周知も図ります。
- ・ 経済的理由をはじめとする生活困窮者への相談対応や情報提供、助言等を行い、必要に応じて就労支援や家計支援のプラン作成や他機関（社会福祉協議会など）と連携し、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援します。
- ・ 妊娠期から出産・子育て期までの総合相談窓口としての子育て世代包括支援センターの職員が、医療機関や子育て支援センター、こども園等とも連携して切れ目のない支援を行います。
- ・ 今後、複合的な社会リスクを抱える高齢者、障がい者、生活困窮者等を包括的に受け止めるため、地域包括支援センターの機能を拡大する方法で、相談窓口の設置と周知に努めます。
- ・ 障がい者の親亡き後を見据え、地域生活支援拠点の整備を進めます。

3 地域課題発見体制の整備

たとえ相談体制を整えても、情報が入らなければ意味がありません。地域において孤立し、虐待、ひきこもりなどの新たな問題にも対応できるよう、地域の関係者との連携により地域生活課題の早期発見を行い、要援護者を必要な支援に結び付けていく体制を身近なところから整えていくことが重要です。

【今後の施策】

- ・ 福祉関係事業者、医療機関、こども園、学校等が協力して、高齢者、障がい者、子どもに対する虐待およびドメスティックバイオレンス（DV）の早期発見に努めるとともに、多機能の協働による包括的な相談体制を構築し、関係機関・団体相互の連携を強化し、迅速かつ適切に対応していきます。
- ・ 地域全体で虐待やDVの可能性が疑われる状況を発見した際は、関係機関に通報するよう啓発します。
- ・ 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会の機能を生かし、地域での見守り機能の強化を図ります。

基本目標Ⅲ 自分らしく、健やかに暮らしていくための仕組みづくり

誰もが住みなれた地域で心身ともに健康的な社会生活を送るためには、環境づくりが必要です。保健・医療・福祉サービスの充実と合わせ、市民一人一人が健康的な生活習慣の確立に努め、病気や要介護状態にならないよう支援施策を展開する必要があります。

1 こころやからだの健康増進

【今後の施策】

- ・生活習慣病の早期発見や、重症化予防のための特定健康診査の受診率向上を図ります。
- ・心の健康に関する正しい知識や予防について普及啓発を強化するとともに、「心の相談会」などを実施し、心の不調を早期に発見し、深刻な状態に陥らないよう支援に努めます。（自殺対策の推進）
- ・乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた生活習慣予防対策に取り組み、健康づくり活動を推進します。
- ・地域住民の交流の場（サロン）や出前講座において、健康づくりの意識の醸成を図ります。

2 地域生活を支える保健・医療・福祉サービスの充実

【今後の施策】

- ・各種の健康診査や健康教室の拠点となる保健センターについて、利用を促進するため、参加しやすいカリキュラムの構築に取り組み、機能の充実に努めます。
- ・市医師会や市歯科医師会等の話し合いを通して、連携を充実します。
- ・休日診療や小児救急医療体制を継続して確保します。

3 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進

個人の尊厳と互いの人権を尊重し、ともに生きる社会をつくるためには、権利を擁護するシステムを通して安心してサービスを利用できる仕組みを作ることが重要です。

【今後の施策】

- ・判断能力が不十分な人（認知症、知的障がい、精神障がい）などに対して、サービスの適切な利用を促進したり、既存の地域福祉や司法のネットワークなどの地域資源を活用し、連携を図りながら、成年後見制度の利用支援や助言できる体制を整え

ます。

- ・日常的な金銭管理などを支援する日常生活自立支援事業の周知および制度活用を支援します。
- ・現在稼働している「あわら市成年後見センター」（あわら市社会福祉協議会内）の普及に努めます。
- ・成年後見制度の周知や市民後見人等の人材育成に取り組み、誰もが相談しやすい環境を整えるため、嶺北圏域等での中核機関の設置を検討し、安心して利用できる体制づくりを目指します。

基本目標 IV 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

人間関係の希薄化が進み、日常の情報を伝え、共有することが少なくなっていることから、市民が安心した暮らしを実現するためにも、生活に密着した情報伝達の体制が大切になってきます。災害時要援護者に対する細やかな配慮のある見守り体制を促進し、子どもから高齢者まで安心して暮らし続けるためのまちづくりを目指します。

1 安全・安心なまちづくりの推進

誰もが地域で安全に活動できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した道路や公共施設の整備が必要です。

【今後の施策】

- ・改修時期を迎えた公共公益施設において、高齢者や障がい者はもとより子どもその他あらゆる人々が利用しやすいような機能やデザインを取り入れます。
- ・民間事業者の理解と協力を得ながら、建築物や道路、公園、公共交通機関等の公共的施設のバリアフリー化と、空き家の適正管理を推進します。
- ・障害者差別解消法や福井県共生社会条例、あわら市手話言語条例の理念を広く周知するとともに、セミナーや出前講座を実施し、差別意識の解消を図ります。

2 災害時や感染症発生時の支援体制の整備

高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯などへの日常の見守りから、災害時における避難支援について、地域の中で助け合う体制整備が必要です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策では、外出の自粛など生活の一部が制限され、生活への不安の解消や各種の手続きの支援が必要となるなど、民生委員

などの支援者は自らの感染防止を図りながら、支援が必要な人への声掛けを行うことが必要とされ、災害時においても、3密を避けるための避難所の設営や、分散避難の対応が必要となります。

【今後の施策】

- ・災害時等に誰もがわかりやすい情報を発信（取得）できるよう、環境づくりを進めます。
- ・災害時要援護者支援制度の周知と登録勧奨に努め、地域における支援体制（安否確認や避難誘導、救出・救助など）を整備し、日常からの把握や避難誘導等の訓練、災害時の備えとして活用します。
- ・要援護者が、避難所において必要な支援が受けられるよう配慮するとともに、福祉避難所への避難など、高齢者や障がい者の特性に柔軟に対応します。
- ・区長会、民生委員児童委員協議会連合会とともに、地域ぐるみのボランティア体制を推進します。
- ・要支援者ごとの避難計画である災害時要支援者個別計画の充実と運用について調査研究を進めます。
- ・社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、初動から感染拡大防止と応援職員確保に関して県および坂井健康福祉センターと連携して対応します。

3 防犯・交通事故の防止

交通事故や犯罪、災害などから身を守るため、高齢者、障がい者、子ども、外国籍の人などが危険にさらされないよう、地域全体の防犯意識や関心を高める必要があります。

【今後の施策】

- ・あわら警察署、行政機関、被害者支援機関と構成する「あわら警察署犯罪被害者地域ネットワーク」において、犯罪被害への支援に関する情報交換と支援活動を推進します。
- ・交通指導員や交通安全協会などの交通安全関係団体、あわら警察署と連携し、交通教室や運転者講習会を開催し、世代に応じた対策を行うことにより交通安全意識の醸成を推進します。
- ・高齢者の交通事故防止を図るため、免許返納制度及び公共交通機関の利用促進を図ります。

第2章 計画の推進

1 計画の着実な推進

「あわら市地域福祉計画」を着実に推進するため、各部門別計画との連携を図るとともに、検討が必要な事項については、関係者によるワークショップなどの手法を取り入れて、進捗管理を図ります。

また、計画の目標達成に向けて、上記の推進体制のもとでの評価による事業の見直しや新たな事業の検討などを継続して行います。あわせて関係機関等から取り組みに対する意見をいただく機会づくりに努めます。

2 協働の視点に立った計画の推進

本市では、本計画の推進にあたり、地域福祉の担い手である市民をはじめ、地域、民間事業者、各種団体、ボランティアなどの地域で支え合う主体的力が、それぞれの役割を自覚し、ともに考え、ともに行動することにより施策の推進を図ります。

また、本計画は、保健、医療、福祉、情報、まちづくり、防犯防災などの関連分野を含んだ計画であるので、市庁全体的な体制で一貫性のある施策の推進を図ります。



○あわら市地域福祉計画策定委員会規則

令和2年3月27日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市附属機関設置条例（令和元年あわら市条例第24号）第3条の規定に基づき、あわら市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、あわら市附属機関設置条例第2条第2項に定める担当事務のほか、あわら市地域福祉計画の策定に係る専門委員会の連絡調整に関する事務を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) あわら市議会の代表
- (2) あわら市医師会の代表
- (3) あわら市歯科医師会の代表
- (4) 福祉団体の代表
- (5) 地域の代表
- (6) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該あわら市地域福祉計画に関する審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて委員会の分掌する事務の進行状況及び成果を市長に報

告するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門的な事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

あわらし地域福祉計画策定委員会委員名列

令和2年10月15日～令和3年3月31日

◎委員長・○副委員長

No.	区分	氏名	摘要
1	市医師会の代表	◎坂井 健志	坂井地区医師会あわらし支部代表
2	市歯科医師会の代表	澤井 昭博	市歯科医師会代表
3	福祉団体の代表	関 法子	市社会福祉協議会会長
4	福祉団体の代表	石黒 豊	市民生委員児童委員協議会連合会会長
5	福祉団体の代表	浅田 茂吉	市老人クラブ連合会会長
6	福祉団体の代表	炭谷 一男	市身体障害者福祉協会会長
7	地域の代表	○中嶋 由昭	市地区区長会連絡協議会副会長
8	地域の代表	長谷川 幸子	市男女共同参画ネットワーク会長
9	学識経験者	久住 健一	福井県坂井健康福祉センター所長
事務局		糠見 敏弘	健康福祉部長
		江川 欣男	福祉課長
		中道 佐和子	子育て支援課長
		出島 瑞恵	健康長寿課長
		永田 清美	福祉課 課長補佐
		藤井 恭代	福祉課 課長補佐
		八幡 志織	福祉課 主査

《用語の説明》

【市民後見人】

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者。

【成年後見制度】

民法に規定される制度で、判断能力が不十分な成年者（認知症の方・知的障がい者・精神障がい者等）の財産管理や身上監護（介護施設への入退所など）についての契約や遺産分割などの法律行為を保護し支援する制度。法定後見制度と任意後見制度がある。

【地域包括ケアシステム】

地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

【地域包括支援センター】

平成18年度4月に市町に設置したもので、「介護予防事業と新予防給付のケアマネジメント」「高齢者に対する総合相談支援と虐待防止など権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」等の役割を担う。

【特定非営利活動法人（NPO）】

non-profit organization の略称。民間非営利組織（団体）といわれるもので、ボランティア団体、市民活動団体等営利を目的としない団体を指す。社会福祉活動では、新たなサービスの供給主体として期待されている。

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活を営む上で、障壁（バリア）となるものを取り除こうという考え方。

【ユニバーサルデザイン】

年齢や性別、体型、障害の有無、レベルに関わらず誰にでも使いやすい製品をデザインすること。

【ワークショップ】

講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加、体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり、創り出したりする、双方内的な学びと創造のスタイル。